

森 林 施 業 計 画 書

(共 同 . 変 更)

自 平成 17 年 10 月 23 日
至 平成 22 年 10 月 22 日

(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日: 平成 年 月 日)

(注意事項)

- 1 共同して森林施業計画を作成した場合にあっては(共同)と、表題の次に記載するものとする。
- 2 変更の場合にあっては、表題の次に(変更)と、当該森林施業の計画期間の下に(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成〇年〇月〇日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
- 3 災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合、又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。



森林施業計画認定書（変更）

認定番号：17368001（変1-21）

那賀農林 第616-1号

平成21年11月9日

社団法人 徳島県林業公社
理事長 飯泉 嘉門 殿

那賀町長 坂口 博文



森林法第12条第1項（第12条第2項）の規定により下記の年月日に下記の者より請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

記

- 1 認定請求日
平成21年11月 6日
- 2 認定請求者氏名
社団法人 徳島県林業公社
理事長 飯泉 嘉門
- 3 認定請求者住所
徳島県徳島市南庄町5丁目69番地

森林施業計画書

(共同・変更)

自 平成 18 年 9 月 29 日
至 平成 23 年 9 月 28 日

(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日: 平成 年 月 日)

(注意事項)

- 1 共同して森林施業計画を作成した場合にあっては(共同)と、表題の次に記載するものとする。
- 2 変更の場合にあっては、表題の次に(変更)と、当該森林施業の計画期間の下に(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成〇年〇月〇日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
- 3 災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合、又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。



森林施業計画認定書

認定番号 第 18368002号

平成18年9月28日

徳島県林業公社 殿

那賀町長 日下 正



森林法第11条第1項（同法第12条第1項，第12条第2項）の規定により，下記の年月日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

記

1. 認定請求日
平成18年9月8日